

(平成21年7月1日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	9 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	44 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	36 件

埼玉国民年金 事案 2027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月から 51 年 2 月まで
② 昭和 51 年 3 月から同年 6 月まで
③ 昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで

申立期間①について、私は結婚後の昭和 41 年 10 月から夫婦で義兄と同居して義兄の会社を手伝っていた。義兄の所で働く際に国民年金保険料を納付してくれる約束であったので、義兄が私の国民年金の加入手続と保険料の納付をしてくれていたはずである。

申立期間②及び③について、私達夫婦は昭和 51 年に A 市へ転居し、国民年金保険料は夫の分と共に私が納めた。保険料を納付していたことは 51 年分の所得税の確定申告書（控）に記載があることで分かる。私の年金記録は以前にも記録訂正がなされており、行政側の記録は信用できない。

いずれの期間も未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち昭和 51 年 1 月及び同年 2 月並びに申立期間②及び③について、申立人は、夫婦の国民年金保険料を自身が納付していたとしているところ、申立人が所持する昭和 51 年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に 51 年の二人分の年間保険料額に一致する額が国民年金保険料額として記載されている。

また、申立人の夫の昭和 51 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険

料は納付済みである。

さらに、申立期間③のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間が納付済みから未納に、51 年 7 月から同年 9 月までの期間が未納から納付済みに記録訂正されており、行政側の記録管理に誤りがあった可能性も否定できない。

2 申立期間①のうち、昭和 41 年 10 月から 50 年 12 月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは 51 年 4 月ころであり、この払出しの時点では、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない

また、申立人の義兄が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、その義兄は国民年金加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧であり、納付状況は不明である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2028

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年9月までの期間及び51年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年4月から同年9月まで
② 昭和51年10月から52年3月まで

申立期間①について、私は結婚前から兄と同居し、結婚後も夫婦で同居して兄の会社で働いていた。国民年金保険料は兄が納付してくれていたはずである。

申立期間②について、私達夫婦は昭和51年にA市へ転居し、国民年金保険料は夫婦二人分を妻が納めた。保険料を納付していたことは51年分の所得税の確定申告書（控）に記載があることで分かる。

いずれの期間も未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はその兄が国民年金保険料を納付していたとしているところ、その兄は国民年金制度発足当初から60歳に至るまで保険料を完納しており納付意識は高かったと認められる。

また、申立人の兄が申立人の国民年金保険料を納付していたとする期間は申立期間を除きすべて納付済みであり、申立期間のみ未納であることは不自然である。

2 申立期間②のうち昭和51年12月までの期間について、申立人は、51年にA市に転居してからは、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているところ、51年分の確定申告書（控）の社会保険

料控除欄に 51 年の夫婦二人分の年間保険料額と一致する額が国民年金保険料額として記載されている。

また、申立期間②のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間については、前述のとおり 51 年の国民年金保険料は納付されていると認められること、申立期間直後の 52 年 4 月からの保険料が納付されていることから、納付されていたと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2029

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで

出産準備のため証券会社を退職したとき、母親から老後のために国民年金に加入するように勧められ任意加入した。出産後転居した A 市ではベビーカーに子供を乗せて、3か月ごとに納付書を持って B 出張所に行き現金で 6,600 円を納付していたので、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 7 月に国民年金に任意加入後、国民年金加入期間において申立期間を除き未納期間は無く、第 3 号被保険者と第 1 号被保険者との切替手続も適正に行っており、納付意識は高いものと認められる。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は当時の保険料額と一致している上、3か月ごとに市の出張所で現金で保険料を納付したとする納付方法についても当時の市の取扱いと符合している。

さらに、申立人は、天気の良い日には子供を連れて国民年金保険料の納付を行ったこと、保険料を払えない状況ではなかったが、家計は楽でなかったので、家のローンの支払いや子供の養育費を優先させたため、昭和 53 年 4 月に国民年金被保険者資格喪失手續をしたことなど当時の状況を具体的に申述しており、申立内容には信憑性しんびょうせいが認められる。

加えて、申立期間は 6 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2031

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月から41年3月まで

申立期間当時、A区役所の職員が国民年金保険料の集金に来ていたが、会社勤めで日中は不在だったことから、アパートの大家さんの奥様に立て替えておいてもらい、後日家賃と一緒に奥様に払っていた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、居住していたアパートの大家の妻に立て替えて納付してもらい、後日、家賃と一緒に大家の妻に払っていたとしているところ、申立期間の前後を含め、当該アパートに居住していた期間はすべて保険料が納付されており、9か月と短期間の申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和38年11月ころであり、申立人が当該アパートに居住し始めた時期を含む38年1月から同年3月までの保険料は過年度納付によりさかのぼって納付されたことになり、申立期間以前に過年度納付している事実があることから、申立期間の保険料についても同様に過年度納付を行った可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2033

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

国民年金制度が始まる時に、母親が私を含めて同居していた家族 5 人全員の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料についても、母親が集金人を通じて家族 5 人分と一緒に納付していたようだ。社会保険庁の記録では、申立期間の保険料が未納となっているが、同居していた私以外の家族全員が納付済みとなっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人を含めた家族 5 人の国民年金保険料を納付していたとするところ、申立人を除く 4 人は、国民年金制度が始まった昭和 36 年 4 月から、申立期間を含めて国民年金保険料を納付済みであり、同居していた家族のうち、申立人のみが、申立期間が未納であるのは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、昭和 36 年 4 月から保険料を完納しており、納付意識は高かったものと認められるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 37 年 8 月 31 日に払い出されており、払出時点において申立期間の保険料は過年度納付が可能であったことから、申立人の母親が、過年度納付が可能な申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2034

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から49年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、同居していた父親が私の分を納付しており、申立期間当時の確定申告書（控）には保険料の記載があるのに、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人は経理関係事務を税理士に委託しており、申立人から提出された昭和48年分及び49年分の確定申告書（控）の社会保険料控除の欄には、国民年金保険料の支払額が記載され、その金額は当時の人一人分の国民年金保険料額と一致している上、国民年金に加入し、保険料を納付していた同居の両親については、父親は申立人とは別の会社を経営したこととしていること、母親は申立人の被扶養者とされていないことから、申立人の確定申告書（控）に記載された国民年金保険料は、申立人のものと考えるのが自然である。

また、申立人は、60歳到達時以降についても国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2035

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで

A 市役所 B 出張所で国民年金の加入手続をした後、同出張所で国民年金保険料を納付していた。昭和 54 年 4 月に A 市から C 市に引っ越してからは、申立期間の保険料を含め、口座振替で納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 6 月に国民年金に任意加入してから、申立期間を除き、国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の夫は、申立期間当時、家具問屋で会社員をしており、申立期間前後の標準報酬月額をみても、国民年金保険料を納付する資力は十分にあったものと考えられ、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できない特別の事情は見当たらない。

さらに、申立期間は 9 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2038

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 56 年 8 月から 57 年 3 月まで

昭和 56 年 8 月に A 市から B 市に住所を移転し、移転後 1 年くらいして、B 市役所で国民年金の加入手続をした。手続をした際、過去の国民年金保険料を 1 年分くらいさかのぼって納付した記憶があり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 8 月に A 市から B 市に住所を移転し、1 年くらいして B 市役所で国民年金の加入手続を行い、その際に過去の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、57 年 9 月 27 日に払い出されており、払出日からすると、申立期間は過年度納付可能な期間であること、申立人の年金手帳には、56 年 8 月 17 日に B 市で国民年金に強制加入したことが記載されていること、当時、B 市役所の窓口では過年度納付書の作成が可能であったことが確認できることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったと認められる。

さらに、申立期間は 8 か月間と短期間である。

他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2039

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から43年3月まで

昭和43年9月ころ、A市役所で、昭和43年度分の国民年金保険料とともに、申立期間の保険料を納付したことを覚えている。国民年金手帳に申立期間のA市の検認印が無いのは、納付書のようなもので納付したためであり、国民年金手帳に領収書を貼付していたが、後ではがしてしまった。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年9月ころ、A市役所で昭和43年度分の国民年金保険料とともに申立期間の保険料を納付したとしているところ、当時、A市役所では、過年度分の納付書を作成していたこと、庁舎内の銀行で過年度分の保険料の納付が可能であったこと、43年9月30日に43年4月から同年9月までの保険料の検認が行われていること、及び申立人が所持する国民年金手帳には、申立人が領収書を貼付していたとする痕跡が確認できることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと認められる上、申立期間の前後を通じて申立人の経済状況等に大きな変化はみられず、6か月間と短期間である申立期間の保険料を納付できない特別の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2040

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月及び同年 8 月

夫が会社を退職し、年金の未加入期間が無いよう A 市役所 B 支所で国民年金の種別変更手続をした。国民年金保険料については、納付書を持って C 金庫に行き、定期的に納めていた。申立期間後、第 1 号被保険者から第 3 号被保険者への種別変更手続を行った際にも申立期間が未納であると言われなかっただし、督促状が届いたこともなかった。申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が会社を退職したので、A 市役所 B 支所で国民年金の種別変更手続を行い、納付書で定期的に国民年金保険料を納付したところ、社会保険庁の記録から、申立人は、昭和 61 年 5 月 21 日に第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に種別変更していることが確認できること、当時、A 市役所 B 支所では、国民年金の資格変更等の事務を取り扱っていたこと、及び A 市では、年度途中に国民年金の変更手続を行った者についても当該年度分の納付書をまとめて発行していたとしていることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中は国民年金保険料をすべて納付している上、住所変更及び資格変更手続も滞りなく行っていることから、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できない特別の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2041

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

A 区在住時の昭和 49 年に出版社に入社したが、会社が厚生年金保険に加入してなかったので、夫婦共に国民年金に加入し、妻が夫婦二人の国民年金保険料と一緒に納付していた。申立期間については、妻は納付済みとなっているのに私が未納というのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 区在住時の昭和 49 年に出版社に入社したが、会社が厚生年金保険に加入していなかったので、申立人の妻と共に国民年金に加入了とするところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、49 年 9 月 12 日に、B 社会保険事務所から連番で払い出されていることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、申立期間は納付済みである上、夫婦二人分の国民年金保険料を C 郵便局で納付書により納付していると具体的に証言しており、その内容に不自然さはない。

さらに、申立人は、国民年金加入期間中は申立期間を除き未納は無く、12 か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかつたとする特別の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2043

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月及び同年 6 月

申立期間の国民年金保険料について照会したところ、納付の確認ができなかったとの回答があった。保険料を納付できる時は納めており、納付できない時は免除手続をしていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間以降は未納が無く、申立期間以前の免除期間についても追納していることから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は 2 か月と短期間である上、申立期間当時、申立人の夫は会社勤めをしており、申立期間の前後を通じて住所の移動も無く、国民年金保険料を納付できない特別の事情はみられない。

さらに、昭和 49 年 10 月の国民年金保険料については、平成 20 年 11 月に未納から納付済みに納付記録が訂正されており、行政側の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2045

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 47 年 4 月から同年 9 月まで

夫から勧められ、昭和 46 年 9 月ころ A 市役所で国民年金の加入手続を行った。市役所本庁又は歩いていける支所のようなところに年金手帳を持参し、国民年金保険料を納付していた記憶がある。年金手帳には、昭和 47 年度分の領収証書をホチキスで留めて保管していたが、いつのまにか切り取られ納付していたことを示す証拠が無くなつた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 9 月に国民年金に任意加入し、申立期間以外はすべて国民年金保険料を納付している上、転居した際の住所変更手続や申立人の夫が会社を定年退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を適切に行っていることが確認できることから、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間の前後において、申立人の夫の勤務先に変化は無く、国民年金保険料を納付できる資力は十分あったと推認され、6 か月と短期間である申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2046

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年3月までの期間及び5年7月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月から4年3月まで

② 平成5年7月から6年3月まで

20歳になったときから国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立期間当時は妻が夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間①及び②については、所持していた平成3年及び5年の確定申告書に保険料納付額が記載されており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の所持していた平成3年及び5年の確定申告書（控）に記載されている社会保険料控除額（国民年金分）は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立人及びその妻はともに申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、20歳となった昭和43年3月から申立期間後の平成7年3月まで、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立期間当時は保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2047

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 12 月及び 48 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 47 年 12 月及び 48 年 1 月まで

申立期間の保険料については、昭和 47 年 11 月の結婚を契機に自分が夫婦の保険料と一緒に納付した。平成 19 年に領収書を示して 14 か月分が納付済みに記録訂正されたことがあるが、申立期間については領収書が無く訂正されなかった。保証のない自営業だったので、将来に備えて途切れることなく気をつけて夫婦分の保険料を納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 11 月に結婚のため A 区に転居し、申立期間の保険料をその夫の分とともに同区内の金融機関で納付したとしているところ、申立人は、申立期間の前後を含め 20 歳の加入時から現在まで保険料をすべて納付しており、夫も結婚後は申立期間を含め保険料をすべて納付していることから、2 か月と短期間の申立期間を未納とするのは不自然である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立期間の直前の昭和 47 年 4 月から同年 11 月までの期間及び申立期間後の 52 年 10 月から 53 年 3 月までの期間については、従来、保険料が未納となっていたが、申立人が保険料領収書を所持していたことから、平成 19 年 9 月に納付済みに記録訂正されており、行政側の記録管理に瑕疵が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2048

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 52 年 6 月まで

昭和 51 年 1 月に夫が会社を退職し、国民健康保険の加入手続をするため A 区役所 B 出張所に行ったところ、国民年金の加入を勧められて夫婦で加入した。夫は国民年金保険料を 2 か月納付して厚生年金保険となつたが、私はその後任意加入手続をし、納付していた。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が 2 か月後の再就職が決まっていた昭和 51 年 1 月に会社を退職した際、国民健康保険の加入手続のため出向いた A 区役所 B 出張所で国民年金に加入するよう勧められたため、夫婦で国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したとしているところ、当時、同出張所では、国民健康保険と国民年金の担当係は同一であり、国民健康保険の加入希望者に国民年金への加入勧奨をしていたことが確認できる上、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、当該番号から推定できる加入時期は 51 年 1 月であることから、その主張と符合しており、加入直後の申立期間を未納とするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間中の昭和 51 年 3 月 19 日に、その夫が厚生年金保険に加入したことに伴い強制加入被保険者から任意加入被保険者への資格変更手続を適切に行っており、任意加入被保険者となりながら、その後の保険料を未納とするのは不自然である。

さらに、申立人の夫は、申立期間の直前に不動産会社の営業職をしていて収入が高く、申立人は国民年金保険料を十分に納付できる経済状況

にあったと考えられる上、申立期間以外は、国民年金保険料をすべて納付しており、昭和 61 年 4 月以降は 22 年間にわたり国民年金保険料を前納しているなど、保険料の納付意欲が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2049

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月及び同年 2 月

昭和 51 年 1 月に会社を退職して国民健康保険の加入手続をするため A 区役所 B 出張所に行ったところ、国民年金の加入を勧められ夫婦で加入した。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、2か月後の再就職が決まっていた昭和 51 年 1 月に会社を退職した際、国民健康保険の加入手続のため出向いた A 区役所 B 出張所で国民年金に加入するよう勧められたため、夫婦で国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したとしているところ、当時、同出張所では、国民健康保険と国民年金の担当係は同一であり、国民健康保険の加入希望者に国民年金への加入勧奨をしていたことが確認できる上、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、当該番号から推定できる加入時期は 51 年 1 月であることから、その主張と符合しており、加入直後の申立期間を未納とするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の直前に不動産会社の営業職をしていて収入が高く、申立人は国民年金保険料を十分に納付できる経済状況にあったと考えられる上、昭和 61 年 4 月以降は 21 年間にわたり国民年金保険料を前納しているなど、保険料の納付意欲が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉厚生年金 事案 1149

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B所における資格取得日に係る記録を昭和42年5月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年5月26日から同年6月26日まで

昭和42年5月26日からA株式会社B所に勤め始め、定年まで勤めた。厚生年金保険の記録が、42年6月26日からになっているのは、最初に手続き上のミスがあり、そのまま放置された結果と思われる所以、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、健康保険組合の加入記録及び事業所から提出された在籍証明書等により、申立人は、申立期間においてA株式会社B所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社B所は、正社員の社会保険適用は入社日からであり、申立人については、昭和42年5月26日から適用されるべきであったこと、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除したことを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B所における昭和42年6月の社会保険事務所の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

ては、事業主は、厚生年金保険被保険者の資格取得届を誤ったとしていることから、事業主が昭和42年6月26日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る42年5月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 1151

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の合資会社A（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年12月31日から41年1月1日まで
年金加入記録によれば昭和40年12月分が1か月空白となっているが、この間退職、再就職したことはない。当時の事務担当者がどういう手続をしたのか分からぬが、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が合資会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の合資会社Aにおける昭和40年11月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者の資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和40年12月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る40年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 1155

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月1日から同年10月1日まで

A会には、昭和38年4月1日から39年12月31日まで勤務したが、38年4月1日から同年10月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。この間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書及び上司や同僚の供述から、申立人が申立期間もA会に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたと供述していることから判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA会における昭和38年10月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、申立人が昭和38年4月1日にA会において被保険者資格を取得したとする届出や、その後に事業主が行うべき厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が38年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る

38年4月から同年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案1169

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から22年6月1日まで
社会保険庁の記録によれば、昭和23年9月7日に脱退手当金を受給したとされているが、脱退手当金を請求した記憶も無いし、受け取った覚えもないでの、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、脱退手当金が支給決定された直前の被保険者期間についてはその計算の基礎とはされておらず、未請求となっている。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿において昭和19年3月から26年3月までの間に資格喪失した記録のある同僚18名を任意に抽出し脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金受給者は2名であり、その2名についても資格喪失から脱退手当金の支給決定までそれぞれ8か月後、1か月後であることから、事業所において退職手続の一環として代理請求がなされていたとは考え難い。

さらに、脱退手当金を請求したとする事業所の厚生年金保険の資格喪失日が、厚生年金保険被保険者名簿と申立人の被保険者台帳とで相違している。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 1170

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に関する記録を昭和60年5月15日に、B株式会社（現在は、C株式会社）における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、同年5月における標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年5月16日から同年6月1日まで

A株式会社に昭和34年に入社して、その後、子会社のB株式会社に出向し、そこで退職した平成16年8月まで継続して勤務していた。昭和52年当時は子会社で勤務していたが、客先からの受注形態の関係から59年4月1日付で本社に異動し、仕事が一段落した60年5月15日付で再び子会社に復帰したが、何らかの手違いで申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているので、その期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てに係る申立期間の資格喪失日については、社会保険事務所が保管する被保険者原票により、A株式会社の資格喪失日は昭和60年5月16日、子会社のB株式会社の資格取得日は同年6月1日であることが確認できる。

一方で、B株式会社が提出した人事情報照会及び人事台帳により、申立人の親会社と子会社間の異動日は、昭和60年5月15日にA株式会社からB株式会社に異動となっており、申立人が継続して勤務していることが確認できることから、両事業所が申立人の資格喪失日及び資格取得日を誤って社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

このことについて、B株式会社では、昭和60年5月の保険料を納付してい

ないこと及び資格取得日を本来は同年5月15日とすべきところの手続誤りを認めている。

また、昭和60年5月の標準報酬月額については、申立人のB株式会社における社会保険事務所の60年6月の記録から41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者の資格取得届を誤ったとしていることから、事業主が昭和60年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る60年5月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 1171

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年8月12日

平成17年8月12日にA株式会社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されているのに、社会保険庁の記録に反映されていない。当時、A株式会社に勤務し、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは賞与明細書により明らかであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保存している平成17年8月12日支給の賞与明細書により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年8月12日の標準賞与額（28万円）に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 1179

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年 生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月25日から33年3月29日まで
脱退手当金を請求した記憶もなければ、受給した記憶もない。納得がいかないので申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2年後の昭和35年3月28日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和34年9月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、いずれも計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 1180

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、^{そきゅう}遡及訂正される前の標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成4年5月から6年2月までの標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年6月1日から6年3月1日まで

厚生年金保険被保険者加入期間を照会したところ、平成3年6月から6年2月までの標準報酬月額が給与と比較して著しく低額であった。給与(38万円)に基づいた保険料を支払っていたので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁の記録では、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年5月から6年2月までは20万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった6年4月30日以降の同年5月26日に申立人を含む13名の標準報酬月額が訂正されており、申立人の4年5月から6年2月までの標準報酬月額が8万円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出した標準報酬月額の記録から平成4年5月から6年2月までは20万円とする必要と認められる。

一方、申立人は申立期間において標準報酬月額が38万円であったと主張しているが、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は無く、同僚からも当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたとする供述は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案1185

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係るA株式会社における資格喪失日は、昭和41年5月1日であることが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和40年5月から41年4月までの標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月1日から41年7月1日まで
昭和34年3月23日にA株式会社に入社、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42年9月まで勤務していた。

社会保険庁の記録では、被保険者期間が昭和34年3月23日から40年5月1日までとなっているが、41年6月分までの給与明細書があり厚生年金保険料が控除されている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A株式会社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、15人の同僚と同様に、昭和40年5月1日となっているものの、申立人は申立期間に係る給与明細書を有している上、同僚の供述から判断すると、申立人が42年9月まで同社に勤務していたことが推認できる。

なお、申立人の申立期間に係る給与明細書には、厚生年金保険料の控除額が記されているが、申立人に係る厚生年金保険料が2か月遅れで控除されていることが確認できるとともに、昭和41年6月分の給与明細書に記された厚生年金保険料が同年4月の保険料であるものと推認される。

一方、社会保険事務所の記録では、A株式会社における申立人を含め14人の昭和40年10月の標準報酬月額の定時決定がなされているにもかかわらず、同社が40年5月1日に遡って厚生年金保険の適用事業所でなくなる全喪失が41年5月25日付けでなされたことにともない、40年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、併せて厚生年金保険被保険者資格の喪失も40年5月1日に

さかのぼる

遡って訂正され、また、他の同僚二人は上記全喪等の処理後、被保険者資格の喪失が41年5月1日に訂正されており、かつ、これらの訂正処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、このような処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和40年5月1日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、保険料の控除の事実から推認される41年5月1日であると認められる。

また、昭和40年5月から41年4月までの標準報酬月額については、申立人のA株式会社における社会保険事務所の40年4月及び40年10月の定時決定の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

埼玉国民年金 事案 2026

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 21 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 49 年 7 月から 51 年 3 月まで

会社を退職し国民年金に加入もせずにいた時、母が市役所に行き国民年金加入手続を行い、保険料を納付してくれた。母から、そのときに納付した保険料額が記載されたメモを年金手帳に貼付しておきなさいと手渡された。今もそのメモを大切に持っているが、60 歳になって年金の裁定請求をしたところ、母が納付してくれた期間が未納になっていることが分かった。母の意が無にされたようで納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立人の国民年金加入手続をした時に、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとしているが、その母は既に他界しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人はその母が申立期間の国民年金保険料を納付した証として申立期間の保険料額のみ記載されているメモを渡されたとして、これを提出しているが、メモのみが渡され保険料を納付した際に発行される領収書が渡されなかつたのは不自然な上、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらぬ。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2030

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年12月から58年1月まで

社会保険庁に納付記録の照会をしたところ、申立期間にかかる国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答を得たが、妻が納付していたはずであり未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、A市保管の国民年金被保険者名簿では、申立期間にかかる申立人の国民年金被保険者資格は、昭和48年10月の厚生年金保険加入時に資格喪失となって以降、再取得手続が取られておらず、申立人保有の国民年金手帳でも同様に、48年10月に資格喪失となって以降、資格再取得の記録が無いため、当該期間について保険料納付が可能であったとするのは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとしているその妻の申立期間にかかる保険料納付記録は、保険料の未納や申請免除があり、妻は、当該未納や免除について、経済的事情から保険料納付が困難だったためとしており、申立人の保険料納付も困難であったと考えるのが合理的である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2031

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月までの期間、54 年 7 月と同年 8 月までの期間、56 年 10 月、56 年 12 月から 57 年 12 月までの期間、58 年 6 月、61 年 9 月から 63 年 3 月までの期間、平成 3 年 4 月から 9 年 3 月までの期間及び 15 年 11 月から 19 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月まで

② 昭和 54 年 7 月と同年 8 月

③ 昭和 56 年 10 月

④ 昭和 56 年 12 月から 57 年 12 月まで

⑤ 昭和 58 年 6 月

⑥ 昭和 61 年 9 月から 63 年 3 月まで

⑦ 平成 3 年 4 月から 9 年 3 月まで

⑧ 平成 15 年 11 月から 19 年 1 月まで

国民年金保険料は、間違いなく父や兄が払っていた。

A 社会保険事務所に行った時、厚生年金保険の記録がすべて抜けていたので、国民年金も間違いなく抜けていると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑧までについて、申立人は申立人の父及び長兄が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の父は平成 7 年に他界しており、当該長兄については行方不明と申し立てている。

また、納付にかかわったとする次兄の供述も具体性に欠け、記憶もあいまいで保険料の具体的な納付状況が不明である上、納付金額及び納付時期等は分からないとしている。

さらに、このほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が見当たらず、意見陳述においても、具体的な新たな供述は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2036

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 60 年 5 月までのうち 5 年間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 9 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 36 年 4 月から 60 年 5 月までのうち 5 年間

昭和 60 年 5 月に A 市役所に行ったときに、市役所職員から、国民年金保険料をさかのぼって一括納付すれば国民年金の年金額が増額すると言われたので、近くの B 銀行（現在は、C 銀行）で預金を下ろし、5 年分の保険料約 21 万円を納付した。領収書は紛失したがその時の様子は明確に覚えているので、納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 5 月に A 市役所で、過去の 5 年分の国民年金保険料約 21 万円を納付したとしているが、60 年 5 月は特例納付実施時期でないため、この時期に 5 年分の保険料をさかのぼって一括納付することはできない。

また、申立人は、さかのぼって納付した期間を具体的に記憶していない上、社会保険庁の記録では、申立人は、国民年金制度が始まった昭和 36 年 4 月から厚生年金保険に加入する 49 年 4 月まで国民年金保険料を納付済みであり、49 年 5 月以降は厚生年金保険に加入し、未納期間が無いことから、重ねて保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、申立人が領収証書を所持していない国民年金加入期間を第 3 回特例納付で納付したと仮定すれば約 21 万円に近い金額になることから、このことと誤認している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2037

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 11 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 43 年 11 月から 49 年 3 月まで

昭和 42 年 4 月から歯科医院に勤め、毎月、給料の半額である 1 万円を母親に渡していた。20 歳になって母親が国民年金の加入手続を行い、渡した給料から保険料を納付してくれていた。結婚したとき、今後は自分で納付するよう言われ、年金手帳を手渡された。以後は自分で納付したが、母親が、私の 20 歳からの国民年金保険料を納付していたと思うので未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 43 年 11 月ころ、申立人の母親が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親は既に他界し、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 1 月 16 日ころに払い出されており、払出日からすると申立期間の大部分は時効で保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人がその母親から渡されたとする年金手帳は、昭和 49 年 10 月以降に発行された 3 制度共通のものであり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2042

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 51 年 5 月までの期間及び 53 年 6 月から 54 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月から 51 年 5 月まで
② 昭和 53 年 6 月から 54 年 5 月まで

昭和 51 年から勤めていた会社では、社員の厚生年金保険の取得・喪失・変更の事務に携わっており、年金の大切さを知っていたので、離婚後の 55 年 4 月ころ、国民年金保険料を納付していなかった 53 年 6 月から 54 年 5 月までの保険料を納付しに A 区役所に行った。その区役所の 2 階中央にある国民年金の窓口に行くと、昭和 50 年 9 月から 51 年 5 月までの分も未納になっているので納めて下さいと言われ、その場でおよそ 2 年分を納付した。当時、現金で給与を支給されていたので、手持ちの現金とあわせて 30 万円くらい持って手続に行った。窓口で未納だと言われた分は全部納付したので、申立期間が未納であるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月ころ、A 区役所で国民年金の加入手続を行い、未納となっていた約 2 年分の国民年金保険料をまとめて納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 10 月ころ払い出されており、払出日からすると、申立期間の保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

また、申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録欄をみると、被保険者になった昭和 50 年 9 月 1 日から平成 3 年 9 月 1 日までが同一筆跡で記載されており、3 年 9 月以降に国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、約 30 万円を用意して申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間を第 3 回特例納付で納付した場合の保険

料額は8万4,000円となり記憶と相違する。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを見たことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付したことを見たことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2044

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 54 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 23 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 51 年 10 月から 54 年 11 月まで
昭和 51 年 10 月に A 社を退職すると同時に、母親が国民年金の加入手続を行い有限会社 B に入社するまで、母親が国民年金保険料を納付していた。母親は、バスに乗って市役所まで行き保険料を納めていたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 10 月に会社退職後、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、市役所で国民年金保険料を納付したとしているが、その母親は既に他界しており、申立人は加入手続、保険料納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 4 月ころ払い出されており、払出時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2050

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 45 年 12 月までの期間及び 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 45 年 12 月まで
② 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

昭和 38 年に結婚した後、主人と共に国民年金に加入したが、後で自分の分だけ漏れていますこと知り、再度加入した。申立期間の国民年金保険料については夫が納付していたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その夫が国民年金保険料を納付しているが、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳は昭和 46 年 3 月 12 日に発行されており、その時点では、申立期間のうち 37 年 4 月から 43 年 12 月までは時効により保険料を納付できない期間となり、44 年 1 月から 45 年 3 月までは過年度納付によりさかのぼって納付する期間となるが、納付したとしている夫は既に死亡しており、申立人は納付に関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、昭和 46 年 3 月より以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間①の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

2 申立期間②について、申立人は、その夫が夫婦の保険料を納付しているが、社会保険庁の記録によれば、夫の保険料も申立人と同様未納となっており、保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いため、申立人が申立期間の保険料を納付したとするのは不自然である。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1145

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 17 日から同年 6 月 11 日まで

申立期間は、株式会社 A に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間が厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。当該期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された出勤簿及び事業主の回答により、申立人が申立期間当時、株式会社 A に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する株式会社 A に係る事業所別被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 61 年 10 月 1 日であり、申立期間当時に適用事業所であった記録は確認できない。

また、事業主が保管する申立人に係る昭和 58 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳では、厚生年金保険料の控除は確認できない。

なお、事業主が同時期に、同一場所で経営していた B 株式会社に係る事業所別被保険者名簿にも申立期間に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1146

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月 21 日から 61 年 1 月 21 日まで

有限会社 A には、申立期間を含めて継続して勤務したが、厚生年金保険の加入記録を見ると、昭和 60 年 8 月 21 日に資格喪失し、61 年 1 月 21 日に再度資格取得となっており、その間が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が申立期間当時、有限会社 A に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、有限会社 A が保管する被保険者台帳によると、申立人は昭和 60 年 8 月 20 日に被保険者資格を喪失し、61 年 1 月 21 日に被保険者資格を再取得しており、社会保険庁のオンライン記録とほぼ一致する上、雇用保険の被保険者記録とも一致することが確認できる。

また、有限会社 A が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によれば、昭和 61 年 1 月 21 日に被保険者資格を再取得しており、社会保険庁のオンライン記録と一致することが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する有限会社 A の申立人に係る被保険者原票における健康保険の番号に欠番は無く、また、健康保険被保険者証を昭和 60 年 8 月 28 日に返納していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 5 日から 35 年 3 月 5 日まで

株式会社 A に昭和 35 年 3 月 5 日まで勤務していたので、申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の供述により、申立人が申立期間当時、株式会社 A に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社 A は既に解散し、元事業主も申立期間当時の厚生年金保険料の控除を確認できる関係資料は保管しておらず、厚生年金保険料の控除については不明であるとしている。

また、申立人が記憶していた同僚及び社会保険事務所が保管する株式会社 A の被保険者名簿において申立期間に被保険者であることが確認できる同僚に照会したが、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得られなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1148

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 22 年 7 月 1 日から 31 年 10 月 31 日まで
② 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 7 月 31 日まで

申立期間①及び②当時は A 株式会社に勤務していた。申立期間②については、厚生年金保険料が控除された給料明細書もあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管する A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 24 年 10 月 1 日であり、申立期間の一部は適用事業所でないことが確認できる上、同名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

また、A 株式会社は、申立期間①当時の資料を保存しておらず、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等については不明であるとしている上、当時の事業主も既に亡くなっていること、同僚からも申立人の同社における厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間において、別の事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、申立人は申立期間②の給与明細書を提出しているが、同明細

書には事業所名が記載されておらず、同僚が提出した当時のA株式会社名が記載された給料明細書とは様式が異なる上、前記の厚生年金保険の被保険者記録がある事業所の当時の給与計算担当者は、「申立人提出の給与明細書は自分が作成したものである。」と供述しているなど、A株式会社が発行した給与明細書とは考え難い。

さらに、A株式会社は、申立期間②当時の資料を保存しておらず、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等については不明であるとしている上、当時の事業主も既に亡くなっており、同僚からも申立人の同社における厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできなかった。

- 3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。
- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1150

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月 16 日から 11 年 1 月 1 日まで

昭和 48 年 10 月 1 日から平成 10 年 12 月 15 日まで株式会社 A に勤務しておらず、この間、厚生年金保険料を控除されているが、社会保険庁の記録では、10 年 12 月が被保険者期間となっていない。

平成 10 年 12 月の厚生年金保険料は控除されており、このことは、給与明細からも明らかであるので、同年 12 月も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された株式会社 A の給与明細書により、申立人は、同社に入社した昭和 48 年 10 月から、退職した平成 10 年 12 月まで厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録、同僚照会の回答書等から申立人の退職日は、平成 10 年 12 月 15 日であることが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 10 年 12 月 16 日であり、申立人の主張する同年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めるることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1152

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 10 月 15 日まで

昭和 41 年 4 月 1 日から同年 10 月 15 日までの間に記録が全く無いとは考えられない。当時の同僚等は覚えていないが、A 駅から歩いて工場に行き、旋盤で工具を作った記憶があるので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 4 月 1 日から同年 10 月 15 日まで B 株式会社 C 事業所に勤務していたとしている。

しかしながら、B 株式会社には、申立人の人事記録等は無く、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、社会保険事務所が保管する B 株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に同社で被保険者であることが確認できる同僚に、勤務状況について照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

加えて、申立人は申立期間について、事業主により厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1153

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 12 月 28 日まで
中学卒業後、母の実家の隣に住んでいた A(故人) 氏に誘われて B 市(現在は、C 市)にあった D 株式会社 E 所(現在は、F 株式会社)内の G 株式会社に勤務した。18 歳前だったことから、船外の業務に従事したが、上司は H 氏(故人)で I 氏、J 氏及び K 氏等と勤務した。厚生年金保険の保険料を給与から控除されており、退職する際に厚生年金保険被保険者証をもらったことを記憶しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務して仕事を教えたとする同僚の供述から、申立人は、申立期間において G 株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかし、G 株式会社は既に解散し、当時の事業主は亡くなっている上、当時の役員からも回答が得られなかったことから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、申立人が記憶している同僚は連絡先が確認できない等、供述が得られない上、申立人と一緒に仕事をした同僚は、「G 株式会社には社員のほかに下請作業者が多数勤務していた。」と供述し、当時の社会保険事務担当者は、「雇用保険には加入していたが厚生年金保険には加入していない勤務者が多数いた。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する G 株式会社の被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1154

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 23 年 8 月に A 支部は、B へ移行したが、私は 20 年 4 月から 27 年 10 月まで継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の加入期間が 1 か月少ないので、調査の上、申立期間において被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について継続して勤務していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する A 支部の厚生年金保険被保険者名簿（マイクロ原票）によると、申立人が同支部の被保険者資格を喪失した日は昭和 23 年 8 月 31 日であることが確認できることから、厚生年金法の規定に基づき、申立人が同支部の被保険者資格を喪失した日の属する月（23 年 8 月）については、厚生年金保険の被保険者期間に算入されないこととなる。

また、A 支部は、法定解散したものであり、社会保険事務所の記録によると、同支部が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは昭和 23 年 8 月 31 日であり、B が新たに適用事業所となったのは同年 9 月 1 日からであったことが確認できる。

さらに、A 支部に係る申立人以外の厚生年金保険被保険者の資格喪失について確認したところ、同支部が適用事業所でなくなった昭和 23 年 8 月 31 日までに全員資格喪失したことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1156

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 4 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年夏ごろから 29 年春ごろまで

昭和 27 年夏ごろから 29 年春ごろまで、A 社に勤務していたので、その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に勤務していたと主張しているが、社会保険庁の記録では、同社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。また、社会保険庁のオンライン記録から名称が A 社に類似する事業所として、B 株式会社及び合名会社 C の 2 事業所が把握されたが、社会保険事務所が保管する当該 2 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、申立期間中における健康保険の番号にも欠番は無い。

しかしながら、社会保険事務所が保管する D 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が申立期間内の昭和 28 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで、同社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できること、同名簿で申立人が記憶していた A 社の当時の事業主名と当時の複数の同僚の氏名が確認できること、及び申立人が退職後、A 社が火災にあったとしているところ、D 株式会社の元従業員も同社が火災にあったと供述していることから、申立人が勤務していたとする A 社は D 株式会社であったと推認できるが、同社は 58 年 3 月 1 日に全壊しており、同社の代表清算人は、申立期間当時の資料は無いと供述している。

また、申立人が記憶している同僚は既に亡くなっている上、D 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者であることが確認できる同僚に照会したところ、同僚の一人は申立人を記憶していた

が、申立人の入社、退職時期は覚えていないと供述している。

さらに、D株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日及び資格喪失日は、社会保険庁のオンライン記録と一致している上、申立期間中における健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1157

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 9 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 10 日から 29 年 1 月 1 日まで

昭和 26 年 11 月から 28 年 12 月 31 日まで A 株式会社 B 工場に勤務していたにもかかわらず、27 年 6 月 10 日から 29 年 1 月 1 日までの記録が確認できない。継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が A 株式会社 B 工場に申立期間当時勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 株式会社は、平成 17 年 9 月 2 日に破産宣告を受けたため破産管財人に照会したが、当時の関連資料は無いと回答している上、当時の代表者も所在が確認できないため、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、社会保険事務所が保管する A 株式会社 B 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に同社で被保険者であることが確認できる同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたこと、及び健康保険証に関する具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1158

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 15 日から同年 11 月 4 日まで
株式会社 A (社名変更後は株式会社 B) では、昭和 27 年 10 月から
39 年 2 月まで継続して勤務していた。

しかし、申立期間について厚生年金保険の記録が欠落しているので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が株式会社 A に申立期間当時勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社 A は既に全喪しており、当時の事業主も所在不明であるため、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が株式会社 A で勤務していたと供述している同僚一人は申立人の勤務形態までは記憶していない上、社員名簿に記載されている同僚及び社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者であることが確認できる同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

さらに、株式会社 A の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 37 年 1 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 11 月 5 日に再取得したこととなっており、申立期間において、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号も欠番は無いことが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1159

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 36 年 3 月 10 日から同年 8 月 10 日まで

昭和 36 年 8 月 10 日に有限会社 A を退職して同年 8 月 21 日に B 工場に再就職した。厚生年金保険の加入記録を見ると、この転職時に 5 か月の空白期間があるが、紙台帳に記載するときに、退職日の 8 月 10 日を 3 月 10 日と誤って記載したのではないかと思う。調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社 A は、申立期間当時の代表者は既に亡くなっていること、人事記録等も保管されていないことから、申立人の勤務期間については確認できないとしている。

また、社会保険事務所の記録から、申立人の申立期間に当該事業所で被保険者であることが確認でき、連絡がとれた同僚 6 人も、申立期間に係る勤務実態については明確な記憶が無いとの回答であった。

さらに、社会保険事務所が保管する有限会社 A の厚生年金被保険者名簿によれば、申立人が同社において、被保険者資格を昭和 35 年 4 月 1 日に取得し、36 年 3 月 10 日に喪失した一連の記録に訂正箇所は無く、同名簿に喪失日を誤記した形跡はうかがわれない。

加えて、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 49 年 2 月 21 日から同年 9 月 6 日まで
② 昭和 50 年 8 月 26 日から同年 12 月 31 日まで
③ 昭和 51 年 2 月 28 日から同年 4 月 30 日まで

申立期間①については、昭和 49 年 9 月に A 株式会社に移籍するまで B 株式会社に在籍していた。

申立期間②については、C 株式会社の D 所として、当初、E 地に事務所を借り、その後、自宅において、同社の営業活動を行っており、社会保険庁の記録よりも長く昭和 50 年 12 月 31 日まで勤務していた。

申立期間③については、F 株式会社の G 事務所に勤務しており、社会保険庁の記録よりも長く昭和 51 年 4 月 30 日まで勤務していた。

これら申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立内容及び申立期間の一部に係る雇用保険の被保険者記録（昭和 48 年 8 月 6 日から 49 年 5 月 20 日まで）から、申立人が B 株式会社に勤務していたことはうかがえるものの、社会保険庁のオンライン記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは 49 年 4 月 22 日であることから、申立期間の一部は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B 株式会社は既に解散し、当時の事業主も亡くなっている上、同僚からも申立期間①に係る申立人の厚生年金保険料の控除について関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立期間の一部である昭和 49 年 6 月から同年 8 月までについては、社会保険庁の記録により、国民年金保険料の納付が確認できる。

2 申立期間②については、申立内容及び元事業主の供述から、期間は特定できないものの、申立人が C 株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C 株式会社の後継企業である F 株式会社は、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険の届出等については不明としており、当時の社会保険関係の担当者も亡くなっていることから、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、申立人は「単独の営業活動だった。」としていることから同僚もいない上、C 株式会社の社会保険庁のオンライン記録において、申立期間②に被保険者であることを確認できる同僚に照会したが、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

さらに、C 株式会社の申立人に係る雇用保険の被保険者記録も社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 申立期間③については、申立内容から申立人が E 株式会社の F 事務所に勤務していたことはうかがわれるものの、同事務所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことが、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

また、当時の事業主は既に亡くなってしまっており、申立人は申立期間③当時の同僚の氏名も記憶していない上、E 株式会社 G 工場の社会保険庁のオンライン記録において、申立期間③に被保険者であることを確認できる同僚に照会したが、申立期間③に係る申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は「E 株式会社 G 工場で勤務したことがない。」としているが、同社 G 工場において 1 か月の厚生年金保険の被保険者期間があり、F 事務所で一緒だったとしている当時の事業主も当該申立期間③を含め、同社 G 工場における厚生年金保険の被保険者期間のみとなっている。

加えて、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

4 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めるることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1161

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 19 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日まで

A会社B営業所に入社したのは、間違いなく昭和 37 年 3 月 19 日であり、39 年 3 月末日に退職した。その間、セールスで 30 人のお客様と契約し団体も作って頑張ってきたが、厚生年金保険の加入記録が一部漏れている。

これらの漏れている期間について、厚生年金保険の被保険者として記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する採用通知により、申立人は昭和 37 年 3 月 19 日から A会社 B 営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主から提出された資料では、申立人の A会社 B 営業所における被保険者資格の取得は昭和 37 年 9 月 1 日となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致することが確認できる上、事業主は、申立人の申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の納付は行っていないとしている。

また、事業主及び同僚は、「営業職について、当時は見習期間を設けていた。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②については、申立人は退職日についてはよく憶えていない

としており、退職月における勤務の記憶も曖昧である。

また、事業主から提出された資料では、申立人のA会社B営業所における被保険者資格の喪失は昭和39年3月1日となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致することが確認できる上、事業主は、申立人の申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の納付は行っていないとしている。

さらに、社会保険事務所が保管するA会社の被保険者名簿において同社で被保険者であった同僚に照会したが、申立期間②に係る勤務について供述を得られなかった。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1162

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 10 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 1 月 10 日から同年 2 月 9 日まで

申立人は、昭和 18 年 7 月に A 株式会社に就職し、厚生年金保険には 19 年 10 月に加入した。その後、戦争等のため一時退職扱いとなつたが、昭和 22 年 1 月 10 日から 50 年 12 月 25 日の退職まで、A 株式会社 1 社に勤務してきたので、申立期間を被保険者期間に認めてほしい。

(注) 本申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の在職証明書及び入社後の異動状況の記録により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主から提出された厚生年金保険被保険者資格取得届では、昭和 22 年 2 月 10 日に被保険者資格を取得しており、社会保険庁のオンライン記録と一致することが確認できる上、事業主は、入社年月日と資格取得日が一致していない事由について不明としており、申立期間の保険料控除は確認できず、納付は行っていないとしている。

また、昭和 22 年 1 月 10 日に入社したとする同僚においても、「厚生年金保険の加入は、申立人同様、昭和 22 年 2 月 10 日となっている。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1163

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
社会保険庁の厚生年金保険加入記録では、A 所に勤務していた期間のうち、B 株式会社（現在は、C 株式会社）が A 所を経営していた時的一部期間が加入記録から抜けている。

当時の「労働者年金保険被保険者台帳記号番号通知票」や当時会社から受けた辞令を保管しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「労働者年金保険被保険者台帳記号番号通知票」及び辞令により、申立人が申立期間において B 株式会社 A 所に勤務していたことが確認できる。

また、昭和 17 年 1 月に施行され同年 6 月から適用された労働者年金保険法は、厚生年金保険法が施行されるまで工場や炭坑で働く男性の筋肉労働者のみを同法の適用対象としていた。

しかし、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失原因欄に「職員」と記載があること、同僚が「当時は戦時中であり上司や実務経験者が多数応召し職場を離脱したため、工業学校を卒業していた申立人が選抜され、設計図の作成や管理をする坑内事務所の職員に変わった」と供述していること、さらに申立人も昭和 19 年 1 月 1 日に当該職種への変更があったとしていることから、申立人は当該職種変更が行われた後、労働者年金保険の被保険者でなかったものと認められる。

加えて、申立人の申立期間（昭和 19 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで）は厚生年金保険法の施行前であり、申立人が厚生年金保険の被保険者

期間とはなり得ない期間である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1164

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から平成 8 年 8 月 1 日まで

株式会社 A には昭和 46 年 12 月から平成 10 年 3 月まで勤務していたが、申立期間の加入記録が欠落しているので、当該期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 A は昭和 59 年 10 月 1 日に厚生年金保険を全喪し、同年 12 月 2 日に解散しているが、雇用保険の被保険者記録並びに当該事業所の事業主、事業主の夫及び同僚の供述により、申立人は、同社の解散後も従前の業務を継続していたことが推認できる。

しかし、当該事業主によると、「株式会社 A が全喪した後は、B 株式会社を新規適用した平成 8 年 8 月 1 日まで、申立人に係る資格取得をすることは無かった。」と供述している。

また、B 株式会社の同僚も、「B 株式会社が平成 8 年ころ新規適用し、一斉に厚生年金保険に加入したことは社員皆が承知している。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1165

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月 21 日から同年 11 月 19 日まで
② 昭和 45 年 8 月 5 日から同年 10 月 21 日まで

株式会社 A の B に在籍中の昭和 43 年に、同社 C が新規にオープンすることになり、開設準備のために転勤を命ぜられた。また、C に在籍していた昭和 45 年に D が新規に開設されることになり、再度 D に転勤を命ぜられた。その間、継続して勤務していたが、社保庁の記録によると昭和 43 年 6 月 21 日から同年 11 月 19 日までの 5か月間と、45 年 8 月 5 日から同年 10 月 21 日までの 2か月間の厚生年金保険被保険者期間としての記録が欠落している。間違いなく継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①について、株式会社 A の事業主及び同僚の供述から、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。申立期間②については、事業主の供述及び雇用保険が継続していることから、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

また、株式会社 A は、申立期間当時の厚生年金保険への加入については事業所単位であり、本社は管理しておらず資料も無いとしている。

さらに、申立期間当時に社会保険及び給与計算業務の責任者であり、管理職であった同僚は、「給与計算業務及び社会保険関連業務は事業所単位で行われており、事業所の新規開設にともなう開設準備期間中は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

加えて、複数の同僚の供述により、事業所の新規開設前の準備期間中は厚生年金保険に加入していなかった実態が確認できる。

一方、申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、株式会社AのCが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年11月19日であり、申立人の申立期間①は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間①前の勤務先である株式会社AのBの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、昭和43年6月21日の資格喪失日の記録とともに、申立人の健康保険証の返納記録が確認できる。

さらに、申立期間②については、雇用保険の記録は継続しているものの、社会保険事務所の記録によると、株式会社AのDが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年10月21日であり、申立人の申立期間②は適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1166

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 10 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 7 年 5 月 21 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 株式会社に勤務していた期間のうち、平成 4 年 10 月 1 日から 7 年 5 月 21 日までの期間については、3 年 10 月 1 日の算定基礎が 44 万円であったにもかかわらず 22 万円に減額されていた。標準報酬月額の決定に疑義があるので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人の記録は平成 4 年 10 月 1 日の算定基礎届により、標準報酬月額が 44 万円から 22 万円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、A 株式会社は既に廃業し、当時の役員は亡くなってしまっており、申立期間に係る申立人の当時の報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細等の資料も無い。

さらに、厚生年金保険被保険者原票に記録が訂正されていないことから、遡及して標準報酬月額の訂正は行われておらず、社会保険庁のオンライン記録とも一致しているため、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1167

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 3 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 19 年 11 月 24 日から 20 年 4 月 1 日まで

A 社の B という船に乗っていたが、昭和 19 年 a 月 b 日に爆撃により沈没した。C 地に戻り、自宅待機を命じられ、正月に自宅で給与を受け取った。その後も会社の指示でいろいろな仕事をして昭和 20 年 11 月に退職した。申立期間は、継続して A 社（現在は、D 株式会社）の船員であり、給与を受けていたので、船員保険に加入していないはずがない。申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めほししい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、乗船していた A 社の B が沈没したが、その後 C 地に戻ってからも引き続き A 社に勤務しており、同社から給与も支給されていたと主張している。

しかし、船員保険法の昭和 20 年 2 月の改正により、船員保険の範囲が拡大されて、下船中の船員も被保険者となるのは、20 年 4 月 1 日からであることから、同年 3 月 31 日までは、下船中の船員は被保険者になることはできない期間であると認められる。

また、現在の事業主は、「保管されている他の人の船保記録を見ると、昭和 20 年 3 月末以前に船が遭難した場合、下船扱いとして船員保険を喪失したケースが多いようだ」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する被保険者原票においても、船員保険の資格喪失日は B が沈没した日の翌日、船員保険を再取得した日は 20 年 4 月 1 日と確認できる上、当時 B に乗船していた同僚の被保険者原票についても、申立人と同様に沈没日の翌日に船員保険の資格を喪失し、

20年4月1日に再取得している。

加えて、被保険者名簿には「19. a . b 沈没」と記載されており、Bに乗船した船員保険の被保険者のうち 66 名が、当該Bの沈没をもって船員保険の資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1168

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和2年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年4月から48年3月まで
② 昭和48年4月から51年3月まで

申立人は平成20年11月8日に死亡している。過去の勤務に関する詳細な記録は無いが、A株式会社の記録が漏れていますので、調査してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、A株式会社の保険外務員として勤務していたと主張しているが、当該事業所の課長は「保険外務員の厚生年金保険加入は昭和49年3月から実施した。」との供述があったことから、申立期間の大部分については、厚生年金保険の被保険者でなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に同社で被保険者であることが確認できる複数の同僚に照会したが、勤務実態について供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1172

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 7 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 28 年 11 月ころから 30 年 11 月ころまで

私は昭和 28 年 11 月ころ、A 駅構内にあった B 株式会社 C 支店の D 営業所に運転手として入社し、同社を退職する 30 年 11 月ころまで、ワイヤーケーブルとか綿糸を運搬する仕事に従事しており、その間は厚生年金保険には加入していたと思われるが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について事業主に照会したが、関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所の記録により、申立人が主張している申立事業所である B 株式会社 C 支店 D 営業所では厚生年金保険の適用事業所が確認できないところ、申立人が主張する事業所を管轄していたと思われる B 株式会社 E 支店、同社 F 支店及び同社 G 支店の適用事業所について、社会保険事務所が保管する各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、同僚等として申立人が挙げている一人（故人）は、上記の名簿では氏名の確認はできないところ、同人と推察される人物は社会保険庁の記録から、国民年金の加入記録のみが確認できる上、同僚等として挙げた同僚 3 人は、上記の名簿のうち、B 株式会社 E 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿でそれらしい人物の確認はできるが、いずれも既に亡くなっているか住所不明であるため確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1173

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 3 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 1 日から 31 年 7 月 28 日まで

私は、昭和 29 年 2 月から A 市 B 地にあった C でパンやケーキの製造をする仕事をしていたが、結婚の準備のため、31 年 7 月に退職した。

B に勤務していた時の年金の分を一時金で受給したことになっているが、説明を受けたことも、受け取った覚えも無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

C の勤務に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 31 年 9 月 22 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 31 年 9 月 22 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人と同日に資格喪失し、脱退手当金を支給決定された記録のある同僚は、事業所から社会保険事務所に行くよう指示され、脱退手当金を受給したと述べていることを踏まえると、当時、申立人の勤務していた事業所では脱退手当金の受給について退職者に対し説明をしていたものと推測される。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 8 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 6 月 1 日から 33 年 12 月 25 日まで

社会保険事務所で確認したところ、A 株式会社の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっていたが、自分で脱退手当金を請求したことも脱退手当金を受け取ったことも無い。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、旧姓から新姓に変更されており、備考欄には「34. 7. 20」の記載と「名訂」の押印があることから、昭和 34 年 7 月に氏名変更の処理が行われたと考えられ、申立期間の脱退手当金は同年 7 月 29 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には昭和 34 年 5 月 22 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を B から当該脱退手当金の裁判庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和 53 年 11 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1175

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 39 年 7 月 28 日から 40 年 12 月 30 日まで
社会保険事務所で確認したところ、株式会社 A の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金として受給したことになっていた。株式会社 A を退職した昭和 41 年ころに自分で株式会社 B と C 株式会社の被保険者期間を脱退手当金として請求し、1 万円から 1 万 5,000 円ほどを受給したが、その際に D 株式会社と株式会社 A の分は請求しなかった。自分で請求したのは 2 社の分だけであり、それ以外は請求していないので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、社会保険庁の記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の押印があるとともに、申立期間と申立人が受給を認めている期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 4 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が受給を認めている期間と申立期間を基礎として計算した脱退手当金の支給額は、申立人が記憶している脱退手当金の受給額とおおむね一致する一方、申立人が受給を認めている期間のみを基礎として計算した支給額は申立人が記憶している受給額とは異なっているなど、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

なお、当時の脱退手当金裁定請求書にはそれまで勤務した事業所名とと

もに、最後に被保険者として使用された事業所名を記入することとなっていたことを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求した際に株式会社Aの名称を記入したと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1176

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 44 年 5 月 1 日まで

昭和 39 年 5 月に A 株式会社に現場採用社員として採用され、A の B 作業所、C 作業所、D 作業所、E 作業所で継続勤務していたが、社会保険事務所の記録では E 作業所に勤務していた 44 年 5 月 1 日から 45 年 4 月 1 日までの加入記録しか見当たらなかった。そのため、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた複数の同僚の供述等から、申立期間について、申立人が A 株式会社 B 作業所、C 作業所及び D 作業所において勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が記憶していた同僚の厚生年金保険の被保険者記録及び事業主の供述等から、申立人は、昭和 19 年 6 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となった F 社会保険事務所管内の「A 株式会社」、41 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった「A 株式会社 G 部」のいずれか又は両方に加入していたと考えられるが、いずれの事業所の社会保険事務所が保管する被保険者原票からも申立人の被保険者記録は確認できなかった上、A 株式会社は、申立人の在籍記録は無いとしている。

また、社会保険事務所の記録から、申立期間に当該事業所で被保険者であることが確認できる同僚に照会したが、申立期間に係る厚生年金保険の適用については明確な回答が得られなかった。

なお、当時の社会保険加入状況について、A 株式会社 C 作業所において従業員の社会保険事務手続等を行っていた同僚は、現場採用社員であ

っても入社即社会保険加入させていたと供述しているが、申立人と同じ現場採用社員で同時期に同じ作業所において勤務していた同僚も、勤務していた期間と社会保険庁の記録が一致しておらず、社会保険に入加入していない期間が存在する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1177

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 8 年 2 月 1 日から 10 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所からの連絡により、代表取締役として勤務した株式会社 A における申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社 A は、平成 10 年 3 月 31 日に全喪しているところ、同年 4 月 7 日付で、8 年 2 月から 10 年 2 月まで申立人の標準報酬月額を 50 万円から 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、この訂正について申立人は、平成 10 年 4 月上旬に社会保険事務所において、申立人の目の前で徴収課職員が勝手に端末を操作したものであると供述している。

一方、申立人は、上記操作が行われたのは、社会保険事務所へ滞納保険料の相談に訪れた際の出来事であるとしており、申立人の標準報酬月額の減額処理について、代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の当該期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 42 年 3 月まで

申立期間について A で働いており厚生年金保険にも加入していたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A 株式会社の現場で勤務していたことは同僚の供述によりうかがえる。

しかしながら、申立人が主張している A 株式会社の当時の上司は、「建設現場の監督（親方）として、外部から受け入れた建設作業員を抱え下請けの形で仕事をしていた。」と供述しており、申立人は当該下請けの建設作業員であったことが推測される。

また、「外部からの建設作業員は厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」という同僚の供述もある。

さらに、申立人は当時オレンジ色の年金手帳をもらっていたと主張しているところ、同色の年金手帳は昭和 49 年ころから使用が開始されているのが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1181

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月から 17 年 12 月まで

株式会社 A を退職後、有限会社 B に勤務した。入社直後、雇用保険被保険者証と年金手帳を会社に提出した。翌年、同社は、社名を株式会社 C に変更したが、平成 15 年 10 月に退職するまで勤務した。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので良く調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が有限会社 B に平成 14 年 5 月 27 日から同年 9 月 20 日まで勤務し、また、株式会社 C に同年 9 月 21 日から 15 年 10 月 30 日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社 C の事業主は、「申立人を厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しており、かつ、同社から提出された給与台帳では、雇用保険料のみが控除されており厚生年金保険料が控除されている事実は確認できない。

また、D 市市民税課から提出された申立人に係る平成 14 年分給与支払報告書及び確定申告書等の写しに記載されている社会保険料の金額は、給与支払総額から算出した厚生年金保険料額を含むものとしては著しく低額であり、雇用保険の保険料額とほぼ一致することから、申立人の給与からは雇用保険の保険料のみが事業主により控除されていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

埼玉厚生年金 事案 1182

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 10 年 11 月 16 日まで

社会保険庁の記録によると、有限会社 A に勤務していた期間のうち、平成 8 年 11 月から 10 年 10 月までの標準報酬月額が相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を勤めていた有限会社 A は、平成 10 年 11 月 16 日に全喪しているところ、同日付けで 8 年 11 月から 10 年 11 月までの申立人の標準報酬月額を 59 万円から 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。また、全喪日に申立人の資格喪失がなされている一方、従業員の標準報酬月額及び資格喪失日については訂正されていないことが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、有限会社 A が厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、申立期間において、保険料の納付に責任を負うべき代表取締役であったことから、申立人が標準報酬月額の減額処理について関与していないかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1183

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 5 年 9 月 30 日まで

社会保険庁の記録によると、A 株式会社に勤務していた期間のうち平成 4 年 4 月から 5 年 8 月までの標準報酬月額が 8 万円になっているが、実際は 47 万円なので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を勤めていた A 株式会社は、平成 5 年 9 月 30 日に全喪しているところ、6 年 5 月 6 日付で平成 4 年 4 月から 5 年 9 月までの申立人に係る標準報酬月額が 47 万円から 8 万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、従業員については、被保険者資格の喪失日の平成 5 年 9 月 30 日が申立人と同様に遡及して、6 年 5 月 6 日に訂正されているものの、標準報酬月額の訂正は行われていないことが確認できる。

一方、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が訂正されていることを知らなかったとしているものの、申立期間当時、A 株式会社が厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、申立期間において、保険料の納付に責任を負うべき同社の代表取締役であったことから、申立人が標準報酬月額の減額訂正に関与していないかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1184

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 7 年 1 月 10 日まで

申立期間については株式会社 A に勤務していたが、厚生年金保険の標準報酬月額が当時支払われていた給与月額に見合うものとなっていないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所から受け取った被保険者記録照会回答票によると、株式会社 A に係る申立期間の標準報酬月額が 26 万円になっているが、支払われた給与は年額 650 万円から 750 万円（平成 3 年は 860 万円くらい）くらいであったと主張しているところ、申立人の雇用保険受給資格者証の 7 年 5 月 31 日の離職時の賃金日額が 1 万 7,442 円となっていることから、離職日前 6 か月分の給与の総額は 314 万円くらいであると推認できる。

しかしながら、申立人及びその同僚は、申立人は営業社員として固定給と歩合給を支給されていたと供述していることから、各月の給与額は同一であったとはいえず、申立人が申立てどおりの厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等も無い。

また、社会保険事務所の記録では、申立人が被保険者資格を取得した昭和 63 年 4 月以降に株式会社 A で被保険者資格を取得し、算定を 1 回以上している 16 人のうち 15 人については、資格取得時から資格喪失時までの標準報酬月額が同額で届け出られていることが確認でき、事業主は、毎年、算定基礎届の際、資格取得時の標準報酬月額を届け出たものとうかがえる。

なお、事業主は、「当時の資料は無く、給与支払額及び厚生年金保険料控除額の記憶も無く、依頼していた社会保険労務士の氏名、連絡先も忘れた」としていることから、申立期間において、事業主が実際に支払った給与額に基づく正しい標準報酬月額の届出及びその給与額に見合う厚生年金保険料を控除していたか否かについては不明である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1186

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月 22 日から同年 10 月 20 日まで

申立期間については、A 株式会社の子会社 B 株式会社に出向中の期間であり、A 株式会社には継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び A 株式会社の退社経歴台帳から、申立人が昭和 36 年 3 月から平成 13 年 9 月まで同社に継続して勤務し、かつ、昭和 51 年 1 月から 63 年 6 月まで同社の海外現地法人である B 株式会社に出向していることが同社の海外出向証明書により確認できる。

しかしながら、A 株式会社は、申立人を含む海外出向者については、おおむね帰国 1 ~ 3 か月前に厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行っていたことから、当該期間の厚生年金保険料の控除及び社会保険事務所への納付は行っていないとしている。

また、申立人が提出した給与明細書では申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できない上、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1187

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 9 月 17 日から平成元年 8 月 1 日まで
② 平成元年 9 月 1 日から 4 年 1 月 20 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者の記録が欠落している。株式会社 A に 6 年ぐらい勤務していたのに被保険者期間が 8 か月しかなく、しかも期間が 2 回に分かれているのは不自然である。保険料を控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、事業主及び同僚の供述等から判断すると、申立人が株式会社 A に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間①について、社会保険事務所の記録から、株式会社 A は昭和 62 年 9 月 30 日から再度に厚生年金保険の適用事業所になる平成元年 8 月 1 日まで適用事業所でないことが確認できる。

また、株式会社 A は既に全喪しており、当時の事業主は「関係書類を保存していないが、申立人は、社会保険料を払っても自分がもらう時はもらえないと言っていたので社会保険に加入させていない。」と供述している。

さらに、申立人は、昭和 40 年 2 月 3 日から平成 4 年 1 月 22 日までの間、国民健康保険に加入し自ら保険料を納めており、元年 8 月の 1 か月間は厚生年金保険及び健康保険と重複加入しているものの還付請求の形跡も無く、当時から、厚生年金保険及び健康保険に加入していないことを認識していたものとうかがえる。

加えて、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1188

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認める
ことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで

申立期間に A 会社 B 支店に勤務していた記録について、ねんきん特別便専用ダイヤルで確認したら、私の申出どおりの記録があり、統合するよう勧められ、平成 20 年 8 月 8 日に C 社会保険事務所に行き統合してもらったが、後日、被保険者記録照会回答書が送られて来て、その統合した期間が脱退手当金を受給しているとの通知を受けた。一緒に受領したとされる D 社と E 社の脱退手当金の受給は記憶しているが、A 会社の被保険者期間は、結婚後であり、脱退手当金を受給したはずがないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社 D 社及び株式会社 E 社における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金については受領しているが、A 会社 B 支社に係る脱退手当金は受給していないとしているものの、社会保険庁が保管する各事業所の被保険者名簿には、3 事業所分に係る脱退手当金を一括して支払ったことを示す表示があるとともに、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いなど、株式会社 D 社及び株式会社 E 社に係る脱退手当金のみを受給したことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間の脱退手当金の支給決定は、申立人が A 会社を退職した約 2 か月半後の昭和 41 年 12 月 16 日付けでなされており、申立期間とそれ以前の期間を基礎とした脱退手当金の支給月数及び支給金額に誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、受領した脱退手当金に係る手続を、株式会社 E 社を

退職後にF市役所G出張所において行ったとしているが、当該手続は、退職した事業所を管轄する社会保険事務所においてしか行えないことから、申立人の供述には信憑性しんびょうせいがあるとうかがえず、ほかに申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1189

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について確認したところ、A 株式会社を昭和 45 年 1 月 31 日に退職しているにもかかわらず、資格喪失日が同日となっている。被保険者期間 1 か月が欠落しているので被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社に昭和 45 年 1 月 31 日まで勤務したため、同年 2 月 1 日が正しい資格喪失日であると主張しているが、A 株式会社の申立人に係る人事記録カードにより、申立人が、同年 1 月 31 日付けで自己都合により退職したことが確認できることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、一般的には申立てどおり同年 2 月 1 日となると考えられる。

しかしながら、事業主は、自主退職者の退職日と被保険者資格喪失日については、平成 14 年 7 月まで最終在籍日の翌日とする取扱いをしていたとし、申立人の退職日は昭和 45 年 1 月 30 日としているため、申立人の被保険者資格喪失日についても同様の取扱いから同年 1 月 31 日であると回答している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。